最終更新日：2018年12月27日

株式会社ＵＫＣホールディングス
代表取締役社長 栗田　伸樹
問合せ先：03-3491-6575
証券コード：3156
https://www.ukcgroup.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主をはじめとした利害関係者の立場を踏まえ、経営の透明性、健全性を確保した上で、持続的な企業価値の向上を図っていくことを経営の最重要課題と捉えております。当社及び当社グループ各社を適切に統治することをはじめとしたコーポレート・ガバナンスの強化に資する各種施策の実行により、株主やその他利害関係者の方々との強固な信頼関係を築いてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則４－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則４－11（3）
当社では、原則毎月１回以上取締役会を開催し、重要案件の審議・決議を行っております。また、資料をあらかじめ配付あるいは説明のうえ、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を通じて、経営課題について十分な検討を行っております。
具体的な取締役会全体の実効性の分析・評価については、現段階では行っておりませんが、各取締役の自己評価等を参考に分析、評価を行い、その結果の概要を毎年開示することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．政策保有株式】
＜政策保有株式に関する基本方針＞
当社は、重要な仕入先、販売先、資金調達先その他主要な取引先等との安定かつ長期的な取引関係の維持・強化、業務提携、情報共有等が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるという観点から、投資額と期待収益、保有リスク、関連事業戦略の重要性等を総合的に勘案し、必要と判断した場合に、上場株式を保有します（以下、「政策保有株式」）。なお、政策保有株式の取得に関しては、投資額1億円以上のものは取締役会での承認を必要としています。また、取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、「グループの統合リスク管理（ERM）に関する基本方針」も踏まえ、保有目的の適切性に加えて、保有に伴う投下資本、便益及びリスクと資本コストとの関係等を定量的に検証し、保有意義の見直しを行っております。なお、継続して保有する必要がないと判断した株式については、売却を進めるなど政策保有株式の縮減に努めております。
＜政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針＞
政策保有株式に係る議決権については、政策保有株式の発行会社の経営方針等を尊重したうえで、議案の内容が当社の保有目的と適合しているか、また発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるか等を総合的に勘案し、行使しております。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社では関連当事者間の取引（取締役の競業取引、主要株主や取締役と会社間の取引等）を行う際は、取締役会での審議・決議を要することとしております。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、適切な資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めてまいります。

【原則３－１．情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社はホームページに経営理念、経営の基本方針、中期的ターゲットも含め、経営戦略・計画を掲載しております。また第２四半期、第４四半期決算時に発行する株主通信（株主様へのご案内）に経営戦略の進捗や営業の概況、経営指標等の情報を開示しております。

（ⅱ）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
有価証券報告書及び当社ホームページに開示しております。

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
・方針
経営陣幹部、取締役の報酬決定の方針は、会社の業績との連動性を高めた報酬体系を基本としたものであります。報酬額は、固定報酬及び変動報酬により構成されています。変動報酬は、設定した業績指標と報酬を連動させた業績連動報酬、及び、株価上昇によりメリットを受けられるストックオプションを導入し、短期及び中長期の業績との連動性を重視しています。（取締役の報酬額等の総額については当社株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております）。
・手続
取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、半数以上の委員を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しています。同委員会は、上記方針に従って、取締役の報酬の仕組みと水準を審議し、取締役会に答申することで、報酬決定プロセスの透明性及び会社業績並びに世間水準等から見た個別報酬の妥当性を担保しています。

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
・選任・指名の方針
取締役会は、各々次の方針に従って選任・指名を行っています。

・経営陣幹部は、高度な業務知識と豊富な業務経験、リーダーシップがあること、法令を遵守し、透明性を持って業務執行を行えること、当社の企業価値の最大化に資する人材であること
・取締役候補は、経営者としての経験、見識、当社への貢献があること、当社の企業価値の最大化に資する人材であること
・社外取締役候補は、会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に該当すること、中立の立場から当社経営陣に対して経営監視機能を果たせること、経営者として十分な経験、見識を備えており、当社の経営に有益なアドバイスをできること
・監査等委員である取締役候補は、経営を監督するために必要な経験、見識があり、取締役の職務執行を適切に監督・監査できること、当社独自に定めた独立性の基準に準拠すること
・選任・指名の手続
取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、半数以上の委員を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しています。同委員会は、上記方針に従って、取締役候補の指名及び経営陣幹部の選任に関し、審議の上、取締役会に答申することで、取締役候補の指名及び経営陣幹部の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性を担保しています。
・解任の方針と手続
経営陣幹部及び取締役の解任に当たっては、その任務遂行に著しく困難な事情が生じた場合、客観性及び透明性を高めるために指名・報酬委員会の審議及び助言・提言を踏まえ、取締役会により総合的に判断したうえで解任することとします。

（ｖ）取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
社外を含む取締役候補者の経歴、選任理由については、株主総会招集通知参考書類に記載しております。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】
補充原則４－１（1）
取締役会では、法令及び定款に定められた事項を含み、適法且つ迅速に、会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資する重要事項に対する適切な意思決定を行っております。取締役会の決議事項は取締役会規程にて具体的に定めております。また、職務権限規程（職務権限基準表）において、金額等の量的基準及び質的基準に基づき、取締役会、グループ経営会議、代表取締役、管掌取締役・グループ執行役員、部門長等の意思決定機関または意思決定者の決裁、審議、承認、諮問・協議等に関する権限を明確にしております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に加え、事業会社経営者としての十分な経験に基づく見識を持ち合わせており、中立・客観的見地からの的確な助言が果たせることを選任の基本方針としております。
また、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役に指定しております。
当社の社外取締役の独立性判断基準は、株主総会招集通知にも記載しております。

【原則４－11．取締役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則４－11（1）
当社の取締役会構成は、年齢、性別、国籍等に捉われず、取締役会の業務執行と監査・監督機能が十分に発揮されるよう、エレクトロニクス商社の経営に資する様々な知識・経験・能力やグローバルな視点において、バランスの取れたものとすることを基本方針としております。取締役会は、当社の規模及び事業内容に鑑み、取締役会が高い実効性を発揮できる構成と規模を維持します。また、取締役の選解任に関する方針は原則３－１（4）の通りです。

補充原則４－11（2）
事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役の他の上場会社を含む重要な兼職の状況を開示しております。現段階では、当社の社外取締役の兼職の状況は合理的な範囲にとどまっていると認識しております。

【原則４－14．取締役のトレーニング】
補充原則４－14（2）
当社では、取締役の役割や責務については、就任時を中心に外部セミナー出席等で研修を行うとともに、法令等のアップデートは社内の担当部署等から説明をする方針です。また、会社の事業、財務、組織等に関する知識については、取締役会において行われる業務執行取締役やグループ執行役員等からの担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告やグループ経営会議を通して習得する方針です。必要な外部セミナー等の費用は会社が負担いたします。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。
・管理管掌取締役を中心とするIR体制を整備・運用する
・IR担当部署であるIR部を中心に、総務、財務、経理部門や事業部門等の日常的な情報共有により有機的な連携を図る
・投資家、アナリストからの電話取材や個別面談に加えて、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を原則年二回開催し、社長等が説明を行っており、その模様はホームページの動画でも公開する
・面談結果に応じて、IR部の責任者から、グループ経営会議や取締役会にフィードバックする
・株主、投資家、アナリストとの対話時には、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に関する事項を中心テーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意する
・株主、投資家からの対話（面談）の申込みに対しては、保有株式数、保有期間（その見込）、保有目的、面談要請等の理由を勘案し、合理的な範囲で代表取締役やその他経営陣幹部が対応することを検討する

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 ソニー株003口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,234,820	14.23
BBH FOR FIDELITY LOW－PRICED STOCK FUND（PRINCIPAL ALL SECTORSUB PORTFOLIO）（常任代理人 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）	1,250,500	7.96

株式会社オフィスサポート	1,094,500	6.97
株式会社エスグラントコーポレーション	900,500	5.73
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	623,800	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	610,900	3.89
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	496,860	3.16
中山 邦子	374,500	2.38
株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	370,326	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	358,400	2.28

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩本　永三郎	他の会社の出身者											
島崎　憲明	他の会社の出身者											
戸川　清	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩本　永三郎		○	栄光ビジネスマシン株式会社に1971年から1975年まで勤務 日本テキサスインスツルメンツ株式会社に1975年から1984年まで勤務 ソニー株式会社に1985年から2006年まで勤務	国内外の半導体メーカー/商社における経営者を含む幅広い経験と卓越した見識に基づき、特に当社主要事業である半導体及び電子部品事業に関して、客観的な見地から適切なアドバイスが期待できると判断したためであります。
島崎　憲明	○	○	住友商事株式会社に1969年から2011年まで勤務	総合商社の経営者としての幅広い経験と会計分野の卓越した見識により、客観的な見地から適切なアドバイスが期待できるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながるものと判断したためであります。

戸川　清	○	○	日立化成工業(株)（現日立化成(株)）に1971年から2012年まで勤務	機能材料、先端部品・システムメーカーの営業責任者、経営戦略責任者や大学講師としての幅広い経験と卓越した見識に基づき、当社の経営を監督・監査していただくことが、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながるものと判断したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当社は監査等委員会と協議のうえ、監査の充実を図るため、監査等委員の職務を補助する使用人を置いております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員会事務局への配属に際して、専任の使用人のほか他の取締役（監査等委員である取締役を除く）の直接の指揮命令を受けない使用人を選出することで、他の取締役からの独立を確保しております。また、当該使用人の異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重するものといたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人との定期的な打合わせや監査講評会等への出席を通じて、監査活動の把握と意見交換などの相互連携を行い、監査等委員会の活動の効率化と質的向上を図っております。
また、監査等委員会は、内部監査を実施する内部監査室から監査の計画及び結果について適時に報告を受ける等、内部監査部門との効率的な監査を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役及び執行役員の指名や報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性・客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、半数以上の委員を社外取締役で構成する「指名・報酬委員会」を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

設定した業績指標と報酬を連動させた業績連動報酬を導入するとともに、ストックオプションを付与することにより、取締役に対して当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値向上を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めてまいります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、次のとおり、ストックオプション制度を採用しています。
＜ストックオプション制度＞
・付与対象者：取締役監査等を除く（社外取締役を除く）、執行役員、従業員、子会社の取締役
・目的：当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図るため。
なお、2018年6月26日の定時株主総会にて、以下のとおりストックオプションとしての新株予約権発行を決議されております。
・新株予約権の数：2500個
・新株予約権の目的となる株式の種類及び数　普通株式250,000株
・発行済株式の総数に対する比率：1.6%

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（1）報酬制度の目的
取締役の報酬は、会社業績との連動性を高めた報酬体系を基本とし、業績や企業価値の向上に対する士気を一層高めることを目的としています。
（2）報酬の構成
報酬は、固定報酬及び変動報酬により構成されています。
変動報酬は、設定した業績指標と報酬を連動させた業績連動報酬、及び、株価上昇によりメリットを受けられるストックオプションを導入し、短期及び中長期の業績との連動性を重視しています。
（3）報酬決定のプロセス
取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、半数以上の委員を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しています。
同委員会は、取締役の報酬の仕組みと水準を審議し、取締役会に答申することで、報酬決定プロセスの透明性並びに会社業績及び世間水準等から見た個別報酬の妥当性を担保しています。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、取締役会における社外取締役の判断材料を充実させるため、総務部内に社外取締役サポート課を設置しております。内部監査室及び内部統制部門並びに会計監査人との情報交換の促進等、社外取締役による経営の監督・監査が十分に機能する体制構築を図っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（取締役及び取締役会）
当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名（内、社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（内、社外取締役2名）で構成されております。定例の取締役会を毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、具体的な付議報告基準のもと、重要事項の審議・決定を行っております。取締役会への報告事項及び審議事項に関しては、国内外子会社を含む各事業部門の重要な意思決定に係る事項が漏れなく上程される運営を図っております。
また、取締役会の下に、取締役、執行役員等で構成される「グループ経営会議」を設け（原則月1回開催、必要に応じて臨時開催）、国内外グループ会社の重要意思決定の協議・決定を行うことで、取締役会への付議・報告事項の欠落の防止を担保しております。さらに、取締役会の下に、取締役及び執行役員等の選解任及び報酬を審議、答申する指名・報酬委員会を設置することで、監督機能強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。

(監査等委員会)
当社の監査等委員会は、社外取締役を委員長とし、取締役3名(内、社外取締役2名)で構成されております。監査等委員会は、会社の健全な発展と社会的信頼の維持向上を図るため、公正で客観的な監査を行うことを目的に、原則毎月1回、必要に応じて臨時で開催しております。また、監査等委員は、取締役会及びグループ経営会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員ならびにグループ執行役員等の経営幹部との十分な意思疎通を図り、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めております。また、グループ監査役連絡会の定例開催などを通じて、当社及び当社グループ全体の監査の実効性を高める体制を採っております。さらに、より効果的かつ適正な監査・監督を行うため、会計監査人及び内部監査部門との連携を密にし、取締役(監査等委員である取締役を除く)の業務執行について、より厳正な監査・監督を行っております。

(責任限定契約の内容の概要)
当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
なお、監査等委員会設置会社への移行にともない、2018年6月26日開催の定時株主総会終結前の監査役の責任免除に関する経過措置について、定款にて定めております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主をはじめとした利害関係者の立場を踏まえ、経営の透明性、健全性を確保した上で、持続的な企業価値の向上を図っていくことを経営の最重要課題と捉えております。当社及び当社グループ各社を適切に統治することをはじめとしたコーポレート・ガバナンスの強化に資する各種施策の実行により、株主やその他利害関係者の方々との強固な信頼関係を築いてまいります。
この方針を実現するため、当社は、取締役会の監査・監督機能の強化を図る目的で、2018年6月26日開催の定時株主総会の承認をもって、監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員会は、内部統制システムを利用した組織的監査を行うとともに、独立的・客観的立場から業務執行の監査・監督を行い、監査等委員である取締役が、取締役会における議決権を有するほか、取締役(監査等委員である取締役を除く)の選解任や報酬について株主総会において意見を述べる権限を有することで、業務執行取締役へのモニタリング機能を最大限に発揮し、経営の透明性、健全性の確保及び向上を図ってまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	東証に発送日の２営業日前に提出
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を導入
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の発送日の２営業日前に公式ホームページの株主総会サイトに掲載 日本語HP　https://www.ukcgroup.com/ir/shareholder.html 英語HP　https://www.ukcgroup.com/english/ir/meeting.html 東証、議決権電子行使プラットフォームに提出

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	公式ホームページの投資家情報サイトに掲載 （URL：https://www.ukcgroup.com/ir/policy.html）	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け決算説明会を原則年二回開催し、社長等が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	公式ホームページの投資家情報サイトに、決算短信・有価証券報告書・株主通信・アナリスト説明会資料等を掲載 （URL：https://www.ukcgroup.com/ir/index.html）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：IR部 IR担当責任者：大澤剛	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重に関連した「行動規範」を策定（本ガバナンス報告書内の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」参照）
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	公式ホームページにCSR専用サイトを設置 （URL：https://www.ukcgroup.com/csr/index.html）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公式ホームページにIR基本方針を掲載 （URL：https://www.ukcgroup.com/ir/policy.html）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムの基本方針を定めるとともに、今後とも社会・経済情勢その他の環境の変化に応じ不断の見直しを行い、その改善・充実に努めてまいります。

イ．取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は取締役及び使用人の行動規範として、企業倫理や法令を遵守し責任ある行動をとり、信用を重視し反社会的勢力との関係を遮断して、永続的に社会に貢献していくことを目的として「ＵＫＣ行動規範」を制定し、管理・運用責任者としての代表取締役社長の下、コンプライアンス意識の高揚と徹底を図っております。

ロ．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧可能な状態で管理するものとします。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針に則り、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社及びグループ会社の企業価値の最大化を図ります。この実効性を確保するため、当社各部門及び当社グループ各社は各々その有するリスクの洗い出しとその評価を行い、危険の大小や発生の可能性に応じ適切な対策を実施し、損失の危険を最小限にとどめるために必要な対応を行います。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は環境変化に対応した当社グループ発展のための目標を定めるため、中期経営計画及び単年度計画を策定しております。取締役会は、毎月１回定例的に開催し、重要な事項について慎重な意思決定を行うとともに、経営と業務執行の分離の観点から、「業務分掌規程」・「職務権限規程」により職務権限と責任を明確にした上で、代表取締役及びその他業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせ、意思決定の迅速化を図り、職務の執行の効率化を確保しております。
また、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役の選任及び監査等委員会の設置をしております。さらに、取締役会の下にグループ経営会議を設けて、取締役会から委嘱された権限の範囲内で当社グループの経営上重要な業務の執行に関する事項について、協議・決定を行っております。

ホ．子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は持株会社として「グループ会社管理規程」に基づき、海外現地法人を含む子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行っております。また、内部監査室が行う子会社の業務監査に、監査等委員が連携して子会社の監査業務を行うことで、子会社における業務の適正を確保します。

ヘ．監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を置いております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき社員の監査等委員会事務局への配属に際して、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）の直接の指揮命令を受けない社員を選出することで、他の取締役からの独立を確保しております。また、当該社員の異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重するものといたします。

ト．監査等委員会への報告に関する体制
・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び社員が監査等委員会に報告をするための体制
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び社員が、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するものといたします。
・子会社の取締役、監査役及び社員が当社の監査等委員会に報告をするための体制
子会社の取締役、執行役員及び社員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員である取締役から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものといたします。子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員が法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを当社の監査等委員会に報告するものといたします。

チ．監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「グループコンプライアンス規程」及び「グループ内部通報制度運用規程」を定め、通報者に対して不利な取扱いを禁止しております。監査等委員会への報告をした者に対しても、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保いたします。

リ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その支払い等を行います。

ヌ．その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、監査等委員会は、会計監査人と密接に連携するとともに、代表取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等と定期的な会合を持ち、経営方針の確認や会社を取り巻くリスクや課題について、意見交換を行います。

ル．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めております。当該方針に基づき、管理管掌取締役（ＣＦＯ）を委員長とする「内部統制委員会」を設け、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、また、不備が発見された場合は、是正処置を講じます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ＵＫＣグループにおいて共通適用される具体的な行動規範として、「ＵＫＣグループ行動規範」を制定し、経営トップのリーダーシップのもとに全ての役職員にこれを徹底し、企業倫理と法令遵守に根ざした事業活動の展開を行います。

［基本姿勢］

(1) 関係法令及び社内規程並びに社会規範を遵守します。
(2) ステークホルダーの人権、個性、人格及び多様性を尊重します。
(3) 社会の一員として環境問題への取組みを積極的に推進します。
(4) ステークホルダーとの公平かつ透明な関係を維持し、公正な取引を行います。
(5) ステークホルダーとの誠実なコミュニケーションを推進し、正確な情報公開を行います。
(6) 常に自己研鑽に努め、先導的なビジネスの創造への挑戦を継続します。
(7) 顧客ニーズに合致した最適な商品とサービスを提供します。

【遵守事項】

1. 人権の尊重

(1) 個人の基本的人権と多様性を尊重し、各国・地域の文化・慣習・言語等の差異に配慮します。
(2) 人種、信条、肌の色、性、年齢、宗教、国籍、民族、言語、身体的特徴、障害の有無、財産、出身をはじめとする個人の特徴に基づいた差別を行いません。
(3) ハラスメントとなり得る発言および行為を行いません。

2. 雇用・労働環境

(1) 各国で適用される労働関係法令等を遵守し、雇用、就業、待遇、労働時間をはじめとする人事制度を公正に運用します。
(2) 求職者及び役職員に対する募集、採用、教育研修、昇進その他の処遇を公正に執り行い、雇用機会の均等に努めます。
(3) 健全かつオープンな対話を通じて、適切に課題を解決します。
(4) 安全衛生に配慮した労働環境を整備・維持します。

3. 会社情報の作成および開示

(1) 経理・財務情報を含むＵＫＣグループの重要な会社情報と、それに関わる全ての記録及び報告について、正確、完全かつ公正な内容にて適時に作成します。
(2) 各国で適用される会計関係法令・税務関係法令及び社内規程を遵守し、適正な会計報告・税務申告を行います。
(3) 株主、投資家等をはじめとするステークホルダーに対して、経理・財務記録を含むＵＫＣグループの重要な会社情報を、各国で適用される関係法令等を遵守し、適時かつ適切に開示します。
(4) 重要な会社情報の開示についての権限者を定め、常に正確な会社情報が適時かつ適切に開示される体制の構築と運用を推進します。また、職務権限を超える会社情報の開示を行いません。
(5) 職務や取引に関連して知り得たＵＫＣグループ、取引先及びビジネスパートナーの未公表情報を利用して、自ら、または他者を通じてインサイダー取引を行いません。また、その情報を利用して第三者への利益提供または便宜供与を行いません。

4. 公正な取引および競争

(1) 全ての取引において、公正競争の原則に基づき、各国で適用される競争関係法令および社内規程を遵守した公正な事業活動を行います。
(2) 取引先、ビジネスパートナー及び競争会社と、常に透明、公正かつ誠実な関係を維持します。
(3) 取引先及びビジネスパートナーに対して、優越的地位を濫用して不当な不利益を及ぼすこと、及び職務に関連して個人的な利益を受けません。
(4) 競争会社の営業秘密の不正取得等の不正競争行為を行いません。
(5) 製品及びサービスに適用される業法を遵守し、許認可の取得及び更新、その他法令等で定められた手続きを遅滞なく実施します。
(6) 取引先及びビジネスパートナーに対して、社会的責任を果たすために必要な体制の構築を促します。

5. 国際取引

(1) 輸出入取引にあたっては、国際的な条約及び合意、各国で適用される貿易関係法令及び社内規程を遵守します。
(2) 国際社会の平和及び安全の維持を目的とし、特定の仕向地に対する、または特定の品目の輸出並びに特定の技術の提供については、国際的な条約及び合意、各国で適用される関係法令及び社内規程を遵守します。
(3) 資金洗浄及びそれに類する行為に対して関与または協力することなく、合法的な資金のみを用いて事業活動を行います。

6. 贈賄禁止

(1) 各国で適用される贈賄禁止関係法令等を遵守し、事業上の便宜の獲得または維持を目的として、公務員等（各国において、贈賄禁止関係法令等が適用される全ての個人を含む）、民間の取引先及びビジネスパートナーへの賄賂を提供し、約束し、もしくは申し出、またはこれらの行為を承認しません。
(2) 第三者を通じた間接的な賄賂も行いません。

7. 接待・贈答

(1) 取引先及びビジネスパートナーの役職員との接待・贈答品の授受に関して、健全な商慣習や社会通念の範囲を逸脱しません。
(2) 公務員等及びその家族に対する接待・贈答は一切行いません。

8. 会社資産

(1) 会社の有形及び無形の資産を適正に管理し、私的用途に流用する等、業務目的以外に使用しません。

9. 機密情報

(1) ＵＫＣグループの機密情報を厳重に管理し、正当な業務目的にのみ使用するものとし、在職中のみならず退職後も事前の許可なく開示しません。
(2) 業務上知り得た、または受領した取引先及びビジネスパートナーの情報を厳重に管理し、正当な業務目的にのみ使用するものとし、事前の許可なく開示しません。
(3) ソーシャルメディアで、会社の機密情報を発信しません。

10. 知的財産

(1) ＵＫＣグループの知的財産の維持、確保に努めるとともに、他者の知的財産権を尊重し、故意・過失を問わず侵害しません。

11. 個人情報

(1) 取引先及びビジネスパートナーの従業員並びに役職員の個人のプライバシーを尊重します。
(2) 個人情報の取り扱いにあたっては、各国で適用される関係法令及び社内規程を遵守します。

12. 情報セキュリティ
(1) 会社情報及びシステムの安全かつ適切な運用体制を維持するため、コンピュータウイルスの侵入、不正なアクセス行為等による情報漏洩、情報システムの障害等の防止に必要な管理体制の構築、及びセキュリティ上の措置を講じます。

13. 顧客への貢献
(1) 社会や技術の進歩を積極的に進取し、新しい市場、新しい価値の創造を通じて顧客に貢献します。
(2) 製品やサービスの安全性及び信頼性の確保、向上に努めます。
(3) 顧客からの提案、要求、クレーム及び問い合わせを真摯に受け止め、迅速に対応します。

14. 社会との関係
(1) 社会との良好な関係を維持し、協調を図るとともに、各国で適用される関係法令及び社内規程に照らして適正な手段及び規模の社会貢献活動を推進します。
(2) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力及び団体に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を遮断します。

15. 環境の保全
(1) 各国で適用される環境関係法令及び社内規程を遵守し、環境の保全に努めます。
(2) 全ての企業活動の場において、地球環境保護の観点から、省資源、省エネルギー、廃棄物削減といった環境負荷の軽減に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。
(3) 実効性の高い環境保全活動の実現のため、教育や啓発活動を通じて役職員の環境保全意識の高揚を推進します。

16. 利益相反
(1) 個人的な利益を優先するなど、ＵＫＣグループとの間に利益相反を生じる、あるいはそのおそれのある行為を行いません。

17. 危機対応
(1) 事業継続に支障をきたす様々なリスクを想定し対応するための危機管理体制を構築し、事業継続計画を策定するとともに、有事の際には速やかな復旧、是正処置を講じます。

18. 疑義事象の報告･相談等
(1) 役職員は、次に掲げる事象（以下「コンプライアンス疑義事象」という）に気づいたときは、所属長に報告･相談等を行います。
① コンプライアンス違反行為
② コンプライアンス違反のおそれがある行為
③ コンプライアンスの趣旨に則して疑義がある行為

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

（1）コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要を図示すると次のとおりです。

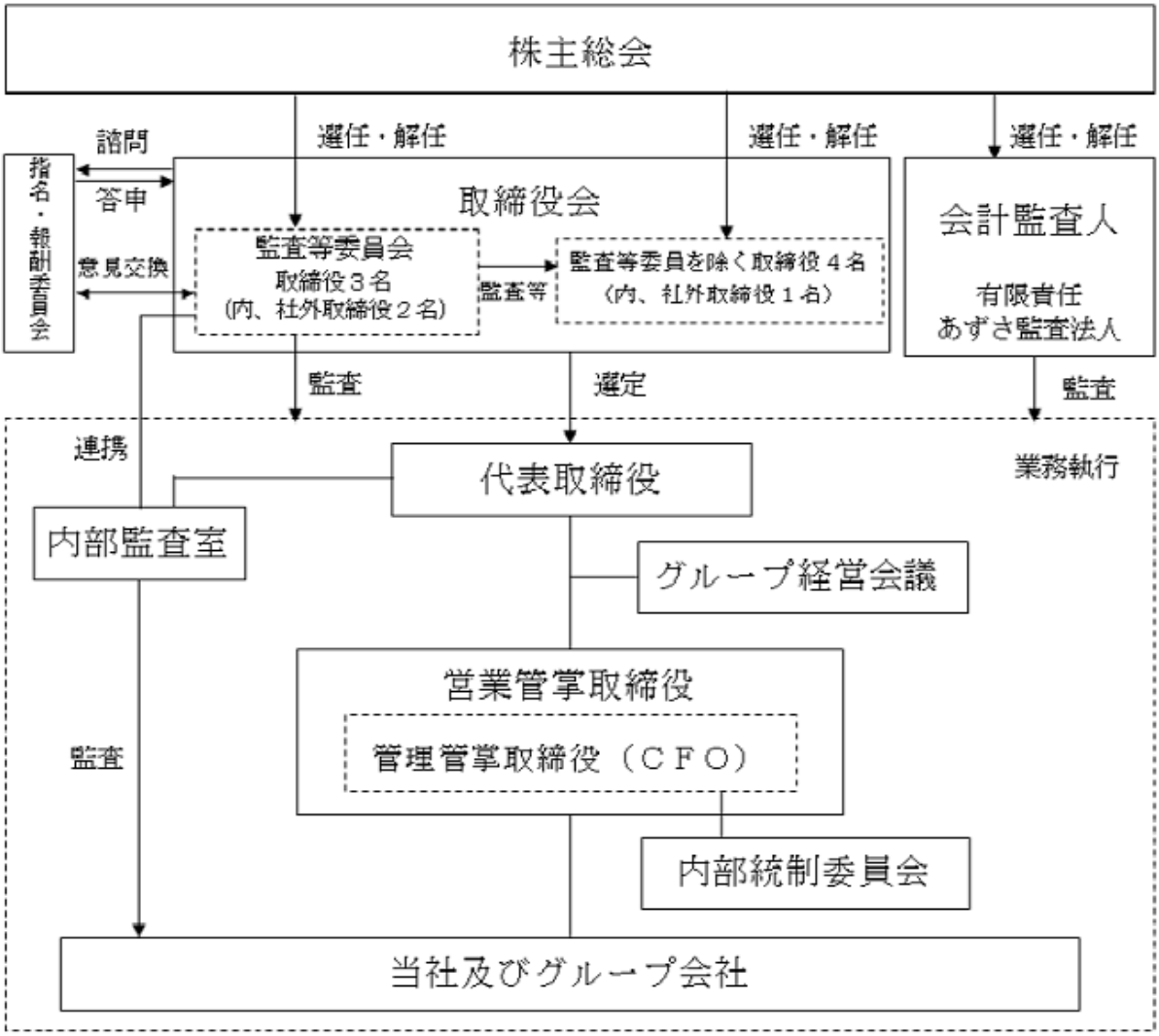

（２）適時開示に係る社内体制

当社の適時開示に係る業務フローは次のとおりです。

